GPU 搭載計算サーバ一式の調達の契約に係る
総合評価一般競争入札（郵便方式）入札心得

（目的）

第１条　この心得は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が行う郵便方式で実施する「GPU 搭載計算サーバ一式の調達」の契約に係る総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　郵便入札参加者は、法人が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

２　郵便入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の郵便入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

３　郵便入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（公正な入札の確保）

第２条の２　郵便入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

２　郵便入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の郵便入札参加者と入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　郵便入札参加者は、落札者の決定前に、他の郵便入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札）

第３条　郵便入札参加者は、入札公告に示す所定の入札書に記名押印の上、「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによる方法で、入札公告に示す入札書提出期限までに指定された提出先に到達するように提出しなければならない。指定された日時までに到達しない入札書は、無効扱いとする。なお、入札書等は、法人への直接持参は認めない。

２　入札書の封かん方法等については、次のとおりとする。

（１）　入札用封筒に、入札書を入れること。ただし、予定価格を事前公表しない入札においては、入札用封筒は２通用意し、第１回の入札用封筒に第１回の入札書を、第２回の入札用封筒に第２回の入札書を入れること。なお、１通（第１回）の入札書しか提出しないことは可とするが、当該入札が第２回の入札を行うこととなった場合、その者は第２回の入札に参加することができない。

（２）　郵送用封筒及び入札用封筒は、封かんし、郵送用封筒及び入札用封筒に、当

該案件名称及び郵便入札参加者名（商号名又は名称）を記載すること。また、入札用封筒を２通提出する場合は、入札回数が分かるように記載すること。

（３）封筒の記入方法等は、別紙「入札書の郵送方法について」のとおりとする。

（４）郵送等に係る費用については、入札の結果にかかわらず郵便入札参加者の負担とする。

３　郵便入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において提出を求められた必要書類を併せて提出しなければならない。

４　郵便入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めたときは、当該入札を延期又は中止し、当該入札に関して調査を行うことがある。

５　郵便入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

（提案書等）

第３条の２　郵便入札参加者は、提案書等を入札公告に示す方法にて提出期限までに指定された提出先に到着するように提出しなければならない。指定された日時までに到達しない提案書等は、提出がなかったものとみなす。なお、提案書等は、法人への直接持参は認めない。

（入札書の書換等の禁止）

第４条　郵便入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第５条　指定期日までに郵送された入札書の開札は、入札公告において示した日時及び場所において行うものとする。

２　開札の執行を録画し、開札は入札執行担当職員及び１名以上の入札担当職員で行い、郵送された郵送用封筒及び入札書在中の入札用封筒を開封し、開札結果を発表する。

３　提案書等の提出部数の確認は、開札と同時に行うものとする。

４　予定価格を事前公表しない入札の開札において、郵送された２通の入札用封筒の入札回数の記載がない又は判別が不可能な場合、当該入札用封筒は開封しないものとする。

（入札の辞退）

第６条　郵便入札参加者は、開札までに入札辞退届を提出することにより、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、入札辞退届を持参又は郵送にて、入札公告に

示す提出先に到着するように提出するものとする。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

2　開札日時を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

3　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(無効の入札)

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　指定の日時又は場所に提出しない入札

（２）　入札書に記名（所在地、商号名又は名称及び代表者氏名）又は押印を欠く入札

（３）　訂正印なく金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

（４）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（５）　予定価格を事前公表しない入札において、提出された２通の入札用封筒又は入札書について、入札回数の記載がない又は判別が不可能な入札。だたし、１通の入札書しか提出されない入札についてはこの限りでない。

（６）　談合その他の不正行為を行ったと認められる入札

（７）　同一の入札について、１つの入札用封筒に２通以上の入札書を同封した入札

（８）　同一の入札について、複数の入札案件の入札書を同封した入札

（９）　同一の入札について、２通以上の郵送用封筒が到達した者の入札

(10)　郵送用封筒又は入札用封筒に当該案件名称又は郵便入札参加者名が記載されていない入札等、意思表示が不明瞭である入札

(11)　入札用封筒の案件名称及び郵便入札参加者名と同封された入札書等の案件名称及び郵便入札参加者名が相違する入札

(12)　郵送用封筒及び入札用封筒が封かんされていない入札

(13)　入札公告に示す入札書提出期限を超過して提出された入札

(14)　第３条に規定する方法以外により提出された入札

(15)　開札後から落札決定までの期間において、次のアからエまでのいずれかに該当した者の入札

ア　入札参加資格の要件を満たさなくなった者

イ　公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けている者

ウ　公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第３条の規定に該当する者

エ　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 15 条第１項に該当する者

(16)　前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

（入札額等の錯誤）

第７条の２　郵便入札参加者は、開札日の前日（土日祝日を除く）の午後５時までに、郵便入札参加者が行った当該入札が明らかに錯誤である場合は、直ちにその旨を申し出る

ことができる。
2　前項の申出を行った者は、直ちに当該入札が錯誤であることについて、弁明書を提出しなければならない。
3　前項の規定により弁明書の提出をした者の当該入札は、無効とする。

(落札者の決定)
第8条　落札者については、別に定める落札者決定基準のとおり決定する。

(くじにより落札者を決定する場合)
第9条　落札者決定基準に基づき、くじにより落札者を決定することとなる場合は、別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定するものとする。
2　くじにより落札者を決定した場合は、くじ対象入札者名、くじ対象入札者に付与した抽選番号、くじ対象入札者のくじ番号、乱数をくじ対象入札者の数で除した「余り」等を、ホームページにおいて公表する。

(再度の入札)
第10条　予定価格を事前公表しない入札において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者がいないときは、当該入札における第1回の郵便入札参加者を対象に入札公告に示す方法により再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は1回とする。
2　前項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。
（1）　第7条各号のいずれかに該当し無効とされた入札をした者
（2）　第7条の2第3項の規定により無効とされた者
（3）　1通（第1回）の入札書しか提出されなかった者

(契約保証金等)
第11条　落札者は、契約を締結するにあたり、契約金額（単価契約の場合は、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満切捨））の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)
第12条　契約書（契約内容を記載した電磁的記録を含む。）を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印（電磁的記録の場合は電子署名）し、落札決定の日の翌日から起算して、原則として10日以内（土日祝日を除く）に契約担当者に速やかに提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2　落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、次のアからウのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア　入札参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ　公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けている場合

ウ　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 15 条第 1 項に該当する場合

4　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

(違約金の徴収)

第 13 条　落札者が契約を締結しないときは、落札金額（長期継続契約にあっては、落札金額を 1 年あたりの額に換算した金額）の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第 14 条　郵便入札参加者は、入札後において、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（契約条項を示す場所）

第 15 条　ホームページ上とする。

(その他)

第 16 条　郵便入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。

入札書の郵送方法について

郵便方式の総合評価一般競争入札で入札書を郵送する場合、入札案件ごとに**郵送用封筒（外封筒）・入札用封筒（内封筒）の二重封筒**とし、郵送方法は次のとおりとします。

(1) 入札書

１通の郵送用封筒（外封筒）及び**２通の入札用封筒（内封筒）を用意してください。２通（入札回数が第１回又は第２回）の入札書を、２通の入札用封筒（内封筒）に分けて入れてください。**

※ 予定価格を事前公表しない入札において、１通（第１回）の入札書しか提出しないことも可とします。**ただし、当該入札が再度の入札を行うこととなった場合、その者は再度の入札に参加することができません。**

(2) 郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）

いずれも**当該案件名称及び郵便入札参加者名（商号名又は名称）を必ず記載**してください。また、入札用封筒（内封筒）を２通提出する場合、入札用封筒（内封筒）に**入札回数（第１回又は第２回）が分かるように記載**してください。また、いずれも最後に**必ず封かん**してください。

※ **当該入札と異なる案件の**入札書を同封しないでください。

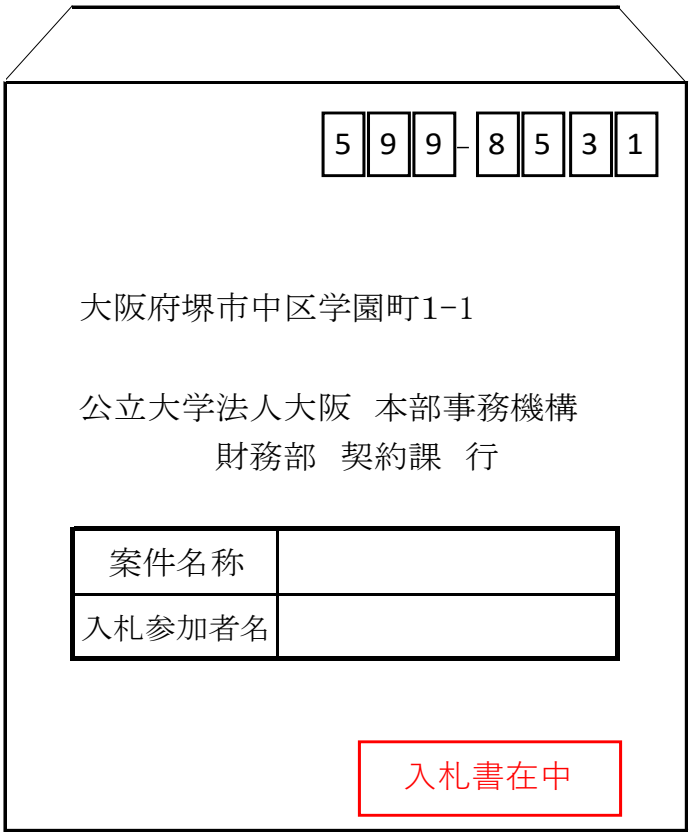
□	必ず**「一般書留」又は「簡易書留」**のどちらかによる方法で、入札書提出期限までに指定された提出先へ提出すること
□	**郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）に、 ① 当該案件名称　② 入札参加者名（商号名又は名称） の２点を必ず記入**すること
□	**郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）は、必ず封かん**すること
□	入札用封筒（内封筒）を２通提出する場合、それぞれの入札用封筒（内封筒）に**入札回数（第１回又は第２回）が分かるように記載**すること

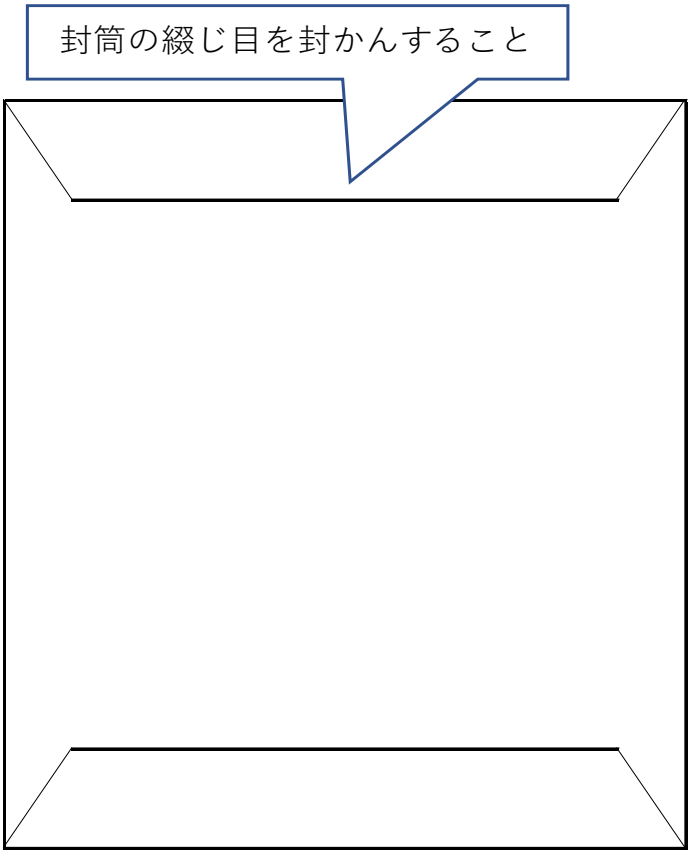
郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）の記入例

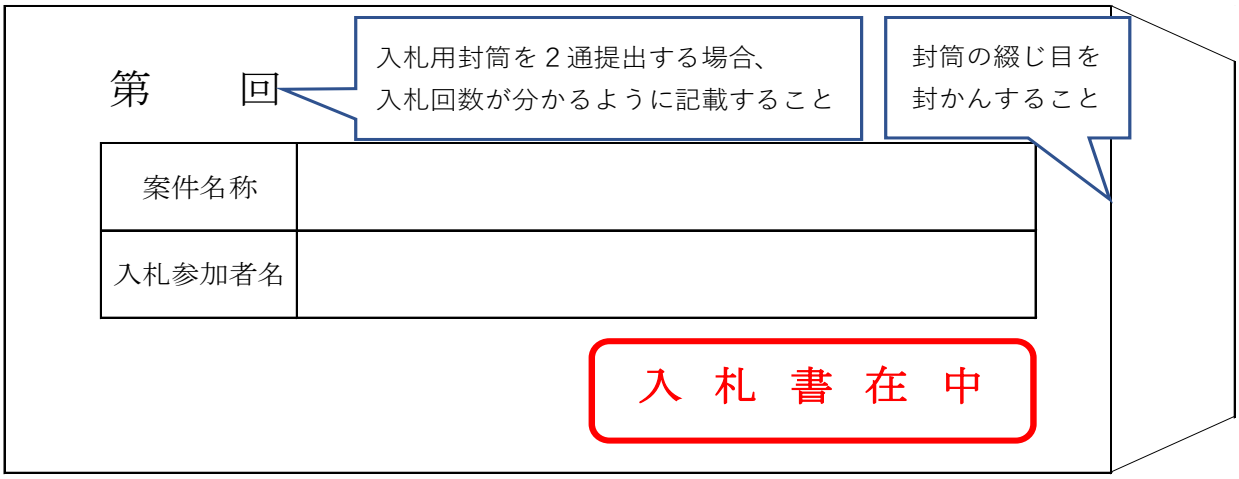
※封筒サイズ等の指定はございません。

郵送用封筒（外封筒）

※縦書き・横書きいずれも可

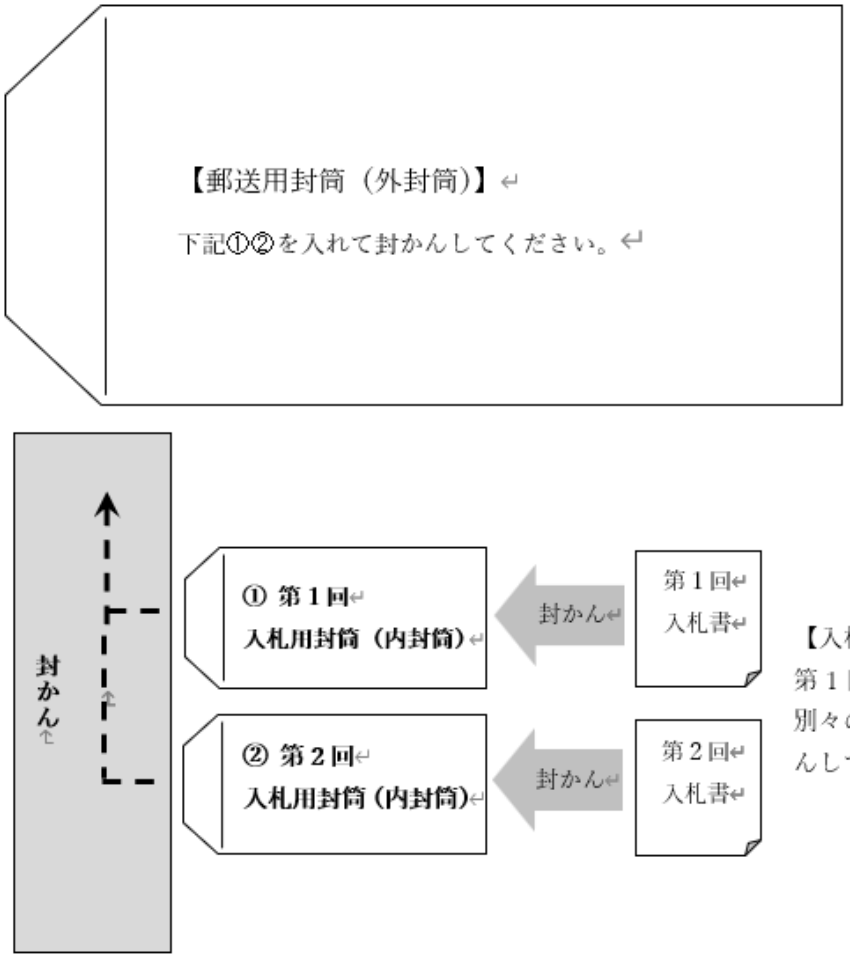






郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）の提出イメージ

※２通の入札書を提出する場合



別　紙

くじの方法

郵便方式の総合評価一般競争入札における、くじによる落札者決定方法は、次のとおりとする。

１ 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の３桁のアラビア数字「０００～９９９」を記入（「０」の桁も必ず記入が必要）しておくものとする。記載内容を訂正する場合は、訂正印を押印すること。

なお、記入のない場合、空欄がある場合、１文字でも判別できない数字がある場合、訂正しているが訂正印がない場合、不明な記載の場合などは、「開札日当日の月日の下３桁」とする。（例：11 月 2 日の場合「1102」の下３桁を用いるため「102」とする。）

２　「乱数」の決定

開札日前営業日の日経平均株価終値の小数第２位の値を一の位、小数第１位の値を十の位、整数第１位の値を百の位とし、「乱数」を決定し、くじ対象者が発生した場合にのみ、入札室で確認をする。ただし、不測の事態等により、日経平均株価終値の確認ができなかった場合は、開札日当日の月日とする。（例：①1 月 3 日の場合「0103」のため「103」とし、②11 月 2 日の場合「102」とする。）

３ くじの手順

（１）同価入札者に、「抽選番号」を付与する。

くじ番号の小さい者から順に、「抽選番号」（０，１，２，３，……）を付与する。なお同一の者がある場合は、大阪府入札参加資格者名簿の下１桁目の数字

が小さい者の順とし、下１桁目の数字も同一の場合は下２桁目の数字が小さい者の順とし、下２桁目の数字も同一の場合は、以下同様に高い桁の数字を参照して「抽選番号」を付与する。

（２）「乱数」を同価入札者の数で除し、「余り」を算出する。

（３）上記（１）の「くじ順」と上記（２）の「余り」の数値が一致した者を落札者とする。

《例》同価入札者が４人の場合

（１）「抽選番号」を付与する。

業者名	くじ番号	抽選番号を付与
Ａ社	358	1
Ｂ社	820	3
Ｃ社	599	2
Ｄ社	009	0

（２）「乱数」を決定する。

日経平均株価終値：28,253.45

乱数は「345」

（３）「乱数」を同価入札者の数で除し、余りを算出する。

３４５÷４（人）＝商８６・・・余り…１

（４）落札者の順位の決定

業者名	抽選番号	落札者
Ａ社	1	**決定**